

**表 84 普通会計の県債残高と経常的収支の比較**

普通会計の県債残高 (単位:百万円)

区分	平成20年度
普通会計	1,574,794

普通会計経常的収支 (単位:百万円)

地方税	262,960
地方交付税	210,964
国庫補助金等	60,963
その他	36,377
経常的収入	571,264
経常的支出	480,953
収支差額	90,311

(注) 経常的収入には、臨時財政対策債発行額 543 億円と基金取崩額 70 億円を含まない。この他に減債基金が 694 億円ある。

なお、プライマリーバランス（基礎的収支）は、210 億円の黒字である。

(資料：長野県普通会計財務諸表より作成)

次に、県債残高を人口と比較すると、平成 20 年 10 月 1 日現在で、総人口 1 人当たり残高は 729 千円、生産年齢人口 1 人当たりは 1,218 千円となる。県の人口推計によると、2020 年には総人口 2,058 千人(4.7%減)、生産年齢人口 1,184 千人(8.3%減)、2030 年には総人口 1,902 千人(12.2%減)、生産年齢人口 1,067 千人(17.4%減)に減少すると見込んでいる。県債残高を維持したとしても、1 人当たりの県債残高が増加することになり、残高水準の引き下げが中長期的な課題となると考える。

**表 85 人口 1 人当たり県債残高**

(単位:人、千円)

	平成21年10月1日	1人当たり県債
総人口	2,160,873	729
生産年齢人口	1,292,523	1,218

(注) 生産年齢人口：15 歳～64 歳)

(資料：長野県人口推計より作成)

表 86 将来人口予測に基づく1人当たり県債残高

(単位:人、千円)

	2020年予測	1人当たり県債
総人口	2,058,315	765
生産年齢人口	1,184,836	1,329

	2030年予測	1人当たり県債
総人口	1,902,387	828
生産年齢人口	1,067,827	1,475

(注) 県債残高が同じ水準とした場合の試算

(資料:長野県人口推計より作成)

(5) 意見

① 一般会計における県債管理の考え方は、現在のような厳しい財政状況の中でも、堅実なものであり、今後とも維持していくことを望むものである。

他方、公営企業会計においては、県債の発行は、長期固定金利の占める割合が多い。そのため、平均金利が高くなっており、金利変動のリスクを受けやすいといえる。公営企業会計においても、一般会計の県債管理の考え方を参考にして、平均金利を引き下げる方法を検討する必要がある。例えば、30年償還を予定する場合、30年債を発行する代わりに、10年債を発行して3回借り換えることにより、平均償還期間を短くし平均金利を引き下げる方法などを検討することが望まれる。

また、県全体での県債管理について、総括的に管理することも有用であると考ええる。

② 財政の持続可能性について、実質公債費比率等の財政健全化判断比率の遵守や通常債の縮減という財政運営の考え方は、評価できるものである。

今後の課題であるが、県民が理解しやすいような財政指標を検討することも有用ではないかと考える。例えば、景気循環を通じて、中長期的な目標水準(県債残高の目標水準、県債の一般財源に対する割合等)を示すことができれば県民も安心感を持つのではないだろうか。景気悪化の中では、短期的には県債が増加するかもしれないが、中長期的に残高水準を一定程度に抑えることの道筋を示すことができれば有用性があると考ええる。

## 資料編

資産の有効活用に関する依頼書

「資産の有効活用に関する調査」 調査票記入要領

未利用地調査票の一覧

## 資産の有効活用に関する調査依頼書

平成 21 年 8 月 10 日

長野県知事様

包括外部監査人 中地 宏

「資産の有効活用に関する調査」 調査票記入依頼について

県は 3 兆数千億円の土地・建物を保有しています。今回の調査は、包括外部監査（「県の財産管理について」）の一環として、資産の有効活用の視点から、県の財産が効率的・有効的に使用されているかを検討するための資料を収集することが目的です。すでに総務部管財課において「未利用県有地」の把握を行っていますが、今回は下記のように調査対象の範囲を拡大しております。この検討を通じて、県の財産の効果的な活用の推進に寄与することができればと思いますので、よろしくご協力の程お願いいたします。

記

- ① 本来の事業に活用されていない財産
- ② 利用計画があるものの事業が実施されていない財産
- ③ 事業目的を完了し将来用途廃止となることが予想される財産

(以上)

(長野県包括外部監査 調査事項)

## 「資産の有効活用に関する調査」 調査票記入要領

### 1 調査目的

県は3兆数千億円の土地・建物を保有しています。今回の調査は、包括外部監査（「県の財産管理について」）の一環として、資産の有効活用の視点から、県の財産が効率的・有効的に使用されているかを検討するための資料を収集することが目的です。すでに総務部管財課において「未利用県有地」の把握を行っていますが、今回は下記のように調査対象の範囲を拡大しております。この検討を通じて、県の財産の効果的な活用の推進に寄与することができればと思いますので、よろしくご協力の程お願いいたします。

### 2 調査対象

(1) 空き家期間が3年以上経過した職員宿舎

(棟の全戸が平成18年4月以降、空き家であるもの)

平成21年5月13日付21管第50号「未利用県有地（売却処分予定）の状況について」により未利用県有地として報告済みの職員宿舎を除く。

(2) 県有建物が建築されていない県有地で、調査が必要と判断される敷地（別表のとおり）

〔選定基準〕

県有地に県有建物が建築されていない口座から、次の条件の敷地を除外する。

- ① グランド、県有林など建物の敷地以外で利用されている敷地
- ② 口座面積の大半を貸し付けしている敷地
- ③ 未利用県有地として売却を予定している敷地

(3) 上記(1)及び(2)以外の県有財産で、次に該当するものと判断されるもの（未利用県有地として売却を予定している敷地を除く）

- ① 本来の事業に活用されていない財産
- ② 利用計画があるものの事業が実施されていない財産
- ③ 事業目的を完了し将来用途廃止となることが予想される財産

### 3 調査様式

別添「資産の有効活用に関する調査」調査票

### 4 報告期限

平成21年9月4日（金）